○総務省・法務省・経済産業省令第二号

電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第三項の規定に基づき、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日

総務大臣　高市　早苗
法務大臣　三好　雅子
経済産業大臣　梶山　弘志

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定認証業務） **第二条**　法第二条第三項の主務省令で定める基準は、電子署名の安全性が次のいずれかの有する困難性に基づくものであることとする。 一　ほぼ同じ大きさの二つの素数の積である二千四十八ビット以上の整数の素因数分解 二　大きさ二千四十八ビット以上の有限体の乗法群における離散対数の計算 三　楕円曲線上の点がなす大きさ二百二十四ビット以上の群における離散対数の計算 ［四　略］	（特定認証業務） **第二条**　［同上］ 一　ほぼ同じ大きさの二つの素数の積である千二十四ビット以上の整数の素因数分解 二　大きさ千二十四ビット以上の有限体の乗法群における離散対数の計算 三　楕円曲線上の点がなす大きさ百六十ビット以上の群における離散対数の計算 ［四　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第八号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条、第二十六条及び第百五十条並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第七条第一項、第十六条第二項、第十八条第二項、第十九条第二項及び第二十七条、並びに関係法令の規定に基づき、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十日　法務大臣　三好　雅子

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（会社法人等番号の提供を要しない場合等） **第三十六条**　［略］ ２　前項各号の登記事項証明書は、その作成後三月以内のものでなければならない。 ［３・４　略］	（会社法人等番号の提供を要しない場合等） **第三十六条**　［同上］ ２　前項各号の登記事項証明書は、その作成後一月以内のものでなければならない。 ［３・４　同上］
（申請書に印鑑証明書の添付を要しない場合） **第四十八条**　令第十六条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人等番号を申請情報の内容としたとき。ただし、登記官が記名押印した者の印鑑に関する証明書を作成することが可能である場合に限る。 ［二～五　略］ ［項を削る。］	（申請書に印鑑証明書の添付を要しない場合） **第四十八条**　令第十六条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　申請を受ける登記所が、添付すべき印鑑に関する証明書を作成すべき登記所と同一であって、法務大臣が指定した登記所以外のものである場合 ［二～五　同上］ ２　前項の指定は、告示してしなければならない。
（委任状への記名押印等の特例） **第四十九条**　［略］ ２　令第十八条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　法人の代表者又は代理人が記名押印した者である場合において、その会社法人	（委任状への記名押印等の特例） **第四十九条**　［同上］ ２　令第十八条第二項の法務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　申請を受ける登記所が、添付すべき印鑑に関する証明書を作成すべき登記所と